⑯　本工事は、「若手技術者を配置」、「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について、成績評定で評価する工事である。

⑰　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階選抜方式の試行工事である。

⑱　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を実施する試行工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

2　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑽に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、1,150点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、850点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾土木工事における客観点数が、850点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成15年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる全ての要件を満たす構造物を架設した工事とする。

1）構造形式がプレテンション方式ＰＣ橋と同等の構造であること。

2）係留施設上部工等の港湾施設又は道路橋（Ｂ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

3）最大支間長13m以上であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成15年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下に掲げる全ての要件を満たす構造物を架設した工事とする。

1）構造形式がプレテンション方式ＰＣ橋と同等の構造であること。

2）係留施設上部工等の港湾施設又は道路橋（Ｂ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

3）最大支間長６m以上であること。

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体代表者及び代表者以外の構成員（甲型特定建設工事共同企業体の場合を除く）、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員、いずれの場合も、平成15年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、競争参加申請者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者の同種工事の施工経験は求めない。

また、専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者の同種工事の施工経験は不要とし、配置する専任補助者は同種工事の施工経験を有すること。

同種工事とは、以下に掲げる全ての要件を満たす構造物を架設した工事とする。

1）構造形式がプレテンション方式ＰＣ橋と同等の構造であること。

2）係留施設上部工等の港湾施設又は道路橋（Ｂ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

3）最大支間長13m以上であること。

なお、当該施工経験が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③　監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者は、確認資料の提出期限日において満40歳以下であること。

⑤　専任補助者と現場代理人は兼務することができる。

⑥　申請する技術者が、平成15年４月１日以降に産前産後休業及び育児休業（以下、「産休育休」という。）を取得した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

⑺　申請書、確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。